第31回改革推進会議

日 時 平成30年10月26日(金)

 $15:00\sim17:00$

場 所 島根県職員会館 多目的ホール

○委員長 皆様、大変お忙しいところをこうしてお集まりいただきまして、ありがとうございました。

それでは、ただいまから第31回になりますが、改革推進会議を開催をさせていただきます。

毎回申し上げておりますが、この会は県の財政改革、これを推進し、それからその時々の状況をお伺いしながら、また必要な提言をさせていただいてということが任務でございます。冒頭、事務局のほうから報告をいただいて、その後、時間をとりまして皆様方からの忌憚のない御意見を賜りたいと思います。

今日は、冒頭から知事様にも御出席をいただいております。

それでは、一言御挨拶をお願いできますでしょうか。

○知事 委員の皆様方には、お忙しい中、御出席をいただき、まことにありがとうございます。また、日ごろ、県の財政運営などに関し貴重な御意見をいただいておりまして、感謝申し上げる次第です。

財政健全化につきましては、これまでの取り組みにより、平成29年度におきまして収支均衡を達成いたしました。しかし、県財政は、大都市部と比較しますと依然として県税など自主財源に乏しく、国からの収入に依存しているため、地方交付税の変動などによって大きな影響を受ける状況にあります。こうした中で、将来にわたって県の収支が均衡して安定した財政運営を行っていくため、昨年の10月に基金の確保と県債残高の縮減の目標を掲げた財政運営指針を策定いたしました。来年度予算は、この財政運営指針に基づき、事務事業の徹底した見直しや地方創生、人口減少対策の充実に取り組むこととしております。

本日は、先般公表いたしました財政見通しと、平成31年度当初予算の要求指針につきまして御説明申し上げたいと考えております。委員の皆様方から県の財政運営に対しまして忌憚のない御意見をいただきたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げ、私の冒頭の御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長ありがとうございました。

それでは、議事に先立ちまして、本年度、新たに委員に就任をされまして、本日御出席 をいただいております委員を御紹介させていただきたいと思います。

花尻哲郎委員でございます。

- 一言御挨拶を。
- ○委員 失礼いたします。日本銀行松江支店長の花尻と申します。

この6月に着任いたしまして、この会議は初めてとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長ありがとうございました。

なお、本日は、大谷委員、川上委員、瀬島委員、田中委員、溝口委員の5名の委員の方 は御欠席でございます。申し添えます。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、財政見通し並びに平成31年度の予算要求指針、これにつきまして事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

「事務局説明〕

○委員長 ありがとうございました。

それでは、これから委員の皆様方から御意見を賜りたいと思いますが、事前にお二方から意見、提案等についてコメントを頂戴しております。まずそこからお話をいただいたらいいのかなと思っています。

委員さん、どうぞ、お願いします。

○委員 失礼をいたします。よろしくお願いいたします。

財政見直しにつきましては、大変御努力をされているという件につきましては、改めて 敬意を表するところでございます。

さて、財政見直しの、30年度から35年度のうちの歳出推計のうち、1の義務的経費というところがございます。この中の(1)職員給与費がございます、このうち、30年度1,162億円、35年度1,089億円と、減少しているという内容について、先ほども警察官並びに教育に当たるということの御説明をいただいたところでございます、この内容の説明をお伺いしたいという点でございます。

特に、職員給与費につきましては、全体の歳出の中の4分の1に当たるものというところでございまして、給与費が減少するということは、職員の減少ということとイコールになる可能性は当然あると思っております。この点についてもコメントをいただければと思っております。

それから、もう1点、関連する内容でございます。財政運営ということにつきまして、職員の採用ということで少しお聞きをしたいと思っております、現在、我々JAも含めました民間企業においては、職員採用に大変苦労しているところでございます。理由といたしましては、島根県における少子化、就職人数の減少、都会での就職の増加、都会での採用が多いこと、給与の格差ということでもあると思っておりますし、我々民間から思えば、営業的(ノルマ)なものはどうしても地方では行わないといけないと思っています、結果民間企業への新入職員・社員が減少しているという状況に至っているところでございます。

こうした中で、行政機関の採用と民間企業の採用の中では、少し違いが生じているのではないかなというふうに疑問を感じているところでございます。県のお考え方として、少子化のときの採用の仕方、または民間との比率等のお考えがあればお伺いをしたいという2点でございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

職員給与の減の見込み、見通しですか、これと、それから採用に関して、これは人事課のほうでしょうか。

お願いします。

○総務部 失礼いたします。よろしくお願いします。

金築委員のほうから職員給与費について、給与、採用について御指摘がありました。まず、財政見通しにおけます職員給与費の減少の状況、理由等についてです。

先ほど財政課長から説明がありましたが、職員給与費の推計は一般職員と警察官、これにつきましては平成31年度以降も人員を同数で推計しているということですが、教員につきましては、平成31年度から34年度までは今後の生徒数の見込みから人員を推計しております。また、定年者数や直近の退職者数をもとに退職者見込み数を推計しまして、退職補充を新規採用ということによるものとして推計をしているところです。このため、今回の推計による職員給与費の減少につきましては、生徒数の減少に伴う教員の減少、それから職員の年齢構成といったことから、退職補充による平均年齢の低下ということで1

人当たりの給与費の減少といったことが主な理由と考えています。

それから、給与費の今後の見直しの内容ということの御指摘、御質問がありました。

正規職員につきまして、現時点で見直しの内容が決まっているといったものはございませんが、民間事業者の給与実態を把握して行われます人事委員会勧告ですとか、国やほかの自治体の給与制度を踏まえて、これは毎年度検討していくということになっております。それから、少子化と採用についてです。

県職員の採用の考え方につきましては、平成29年度に定めました財政運営指針、これにおきまして正規職員だけではなく、再任用職員ですとか、あるいは臨時・嘱託職員を合わせた全体の人役を基本とする考え方としたところです。今後、中・長期的な職員の年齢構成ですとか、御指摘の少子化の状況等も踏まえながら、一方では一定の新規採用職員も確保しつつ、加えまして、今後増加していく再任用職員等も最大限活用しながら、適正な人員配置に努めていくこととしております。

それから、民間の採用への配慮です。

県の行政サービスを安定的に提供していくために必要な職員数を確保するために、採用におきまして民間の採用状況を踏まえた調整ということは特に行ってはおりません。ただ、一方で、県内民間企業におきまして、特に技術系の人員確保が非常に厳しいという状況につきましては、県議会ですとか企業経営者の皆様との意見交換を通じまして承知しているところです。技術職員の採用に当たりましては、県内企業から人材引き抜きということを極力避けるような配慮を行っている試験もあります。

例えば総合土木職という職種があります。これは22歳以下の者が受験できる高校卒業程度試験、それから32歳以下の者が受験できる大卒程度試験、それから33歳以上の者が受験できるU・Iターン型の経験者試験、この3つの採用試験を行っておりますが、このうちU・Iターン型の試験では、県外に本社が所在する企業等で勤務経験が5年以上であるということを受験資格としております。これは人口減少対策の一環であるほか、技術者が不足する中、県内企業からの人材引き抜きになることを極力避け、広く県外から即戦力となる技術者を確保することを目的として実施しておるところです。以上です。

○委員長 ありがとうございました。

委員、いかがでしょう。

○委員 ありがとうございます。

1点だけ、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

先ほどの一般職ないし警察官については同数ということですけども、年間の採用金額なのか人数なのかわかりませんが、大体平均どれぐらいの金額になっているところでしょうか。

- ○総務部 年間の人件費ですかね。
- ○委員 人件費です。
- ○総務部 それぞれ内訳ということでよろしいですか。
- ○委員 はい、結構でございます。
- 〇総務部 例えば今年度で申しますと、一般職が330億強です。それから教育職ですね、これが596億、それから公安職が122億といったところが内訳になっていまして、ここから、例えば31年度ですと、一般職が326億、それから32年度が321億、33年度が317億、34年度が313億と、35年度が310億という内容です。
- ○委員 わかりました。
- ○委員長 よろしいでしょうか。
- ○委員はい、ありがとうございました。
- ○委員長ありがとうございました。

それでは、もうお一方、委員のほうからもあらかじめ御意見をいただいていますので、 それではお願いいたします。

○委員 失礼します。

厳しい財政状況の中、指針をもとに精査をされて、なおかつ目標を達成見込みであるということ、努力に対しまして敬意を表したいと思っております。

私のほうから、直接財政見通しに関連がないので先に話をするのはちょっと恐縮でございますけれども、御指名がありましたので。

2017年度に、17年ぶりに転入者が転出者を上回る社会増となったということで、加えて2018年度も4カ月連続で社会増になったことから、その要因について島根県が全19市町村への社会増減に関する聞き取り調査などをされたと報道で聞きました。

少子高齢化で自然減が避けられない中で、どの施策がどの程度の効果をもたらしたのか、その要因を突きとめるという意味では非常に大切なことだろうと、こう思ったわけでございまして、第2次の県版総合戦略への反映によって、将来の、全県に社会増の流れができればなと、つくっていただきたいと、そういう思いで、現時点で判明していることや課題等があれば、この機会にお聞きをしたいと、こういうことでございます。よろしくお願い

いたします。

- ○委員長 政策企画監室のほうでしょうか。 お願いします。
- ○政策企画監 よろしくお願いします。

それでは、御質問をいただいたことにつきまして、まず、多少お時間をいただきまして 県の人口につきまして説明をさせていただきますと、県の人口は近年、毎年約5,000 人ずつ減少しているということで、その内訳として、自然動態、これは出生と死亡を捉え たものですが、約4,000人の自然減と。ですから死亡が4,000人上回っていると いうことです。もう1点は社会動態ということで、県への転入と県からの転出を捉えたも のですが、約1,000人の減、転出のほうが1,000人多いということで推移をして きております。ただ、ここ数年では500から600人の減と縮小してございます。

先ほど社会増という話もありましたが、基本的にこれらの数値は毎年10月1日から9 月30日の1年間で捉えておりまして、ただ、直近の集計として年度で捉えた場合は、2 017年度、平成29年度では社会増となったということです。これが先ほどのお話です。 このように、社会減というのは縮小する傾向にあります。この要因ですけれども、一つ は、やはり出雲市を中心としましてブラジルなどの外国人の方の県内就職の増というのが 非常に大きいのではないかと見ています。ただ、このほかにも、外国人の影響が多少少な いのではないかと思われます中山間地域、離島でも社会増が実現しておりますので、そう した町村にも意見交換を行って、いろいろお話を聞いていますけれども、今のところはさ まざまな施策の総合的な効果ではないかということを聞かせていただいておりまして、な かなか個別にこれといって特定することは簡単ではないということですが、いろいろ市町 村にお伺いした話を総合的に考えてみますと、やはり企業の経営規模の拡大による雇用の 増、あるいは定住推進住宅の建設ですね、特に中山間地の町村におかれましては、そうし た若者向けの住宅の確保という施策を財源が限られる中でやっておられますけれども、そ うした事業の効果というのがあるのではないかと。あるいは、これは多少長い目で見てと いうことでございますが、ふるさと教育といったことの効果もあるのではないかと、今の ところ捉えています。

委員もおっしゃいましたけれども、こうした効果のある施策というのは非常に今後重要 になってくるということですので、引き続き可能な限り分析を進めてまいります。そして、 市町村との意見交換も行いながら、次期の総合戦略の策定並びに効果的な施策といったも のを考えてまいりたいというところです。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

委員さん、いかがでしょう。よろしいでしょうか。何かあれば。

○委員 先ほど言われたふるさと教育の効果、これがちょっとどれくらいあるかわからない。でも、これはすごく大切なことだろうと、こういうふうに思いました。そういうところに若干期待ができるということはちょっと、今日お話を伺ってうれしかったというのが感想でございます。ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。

そういたしますと、あらかじめ頂戴していた御意見等につきましては以上のお二方だったのですが、それでは、今日御出席の委員の皆様方から、どなたからでも結構です。まず、この財政見通しの関係につきまして御質問、あるいは御意見等がありましたら。

○委員 失礼します。

来年の予算ということでございますので、ひとつ来年から新しく始まるものについて質問させていただきたいと思います。

森林環境税という話がございまして、平成31年度から森林環境譲与税という名前で交付されることとなっております。森林整備等のために必要な費用を国民が広く等しく負担をして森林を支える仕組みとして創設されたもので、平成36年から皆さん方、個人の住民税とあわせて1,000円を徴収されるというものでございます。

配分の試算としては、平成31年度に全国で200億円、45年度から600億円という数字が上がっておりますが、島根県のほうには平成31年度に約3億5,000万、平成45年から約10億4,000万が予定されております。10億円という金額は、本日の資料にございますが、県の今年の歳出合計4,520億に比べれば小さいものでありますけれども、しかし、私たち林業関係者にとりましては非常に大切な財源であると思っております。島根県の土地の総面積が67万へクタール、その中で耕地面積は4%です。森林の割合が78%を占めております。こうしたことにこうした税が使われるということで、非常にうれしく思っているところでございます。

以前は、木を切るということは環境破壊につながるというふうなことも出たことがございましたけども、現在は災害防止というような観点から森林整備が必要という考え方に、変わったように思っております。海があって川があって平地、住宅、農地、その奥には78%の山があります。山が荒れれば都会も荒れる、最近では都会の真ん中のほうでも猪と

か鹿とか、また熊が出るというようなニュースがたびたび聞かれております。この森林環境税、主には市町村を中心に展開されるわけですけれども、島根県としても、ぜひ山を守っていこうという人たち、私たちのように森林組合とか林業関係者だけでなく、県民の方々皆さんに、山は要らないものではなくて、せっかく育てた木を使うために、また山を守るために何をすべきか、そうしたこと、後継者対策も含めて、理解を深めるための施策をぜひ展開していただきたいと思います。

皆さん方にも、このお金の使い道について、市町村が考えられるわけですけども、ぜひ 興味を持っていただきたいと思います。この制度そのものが変わらない限り、恒久的に県、 また市町村に配分されるお金でございますので、ぜひ長期的な展望に立った施策をお願い したいと思っております。

それから、もう1点ですけれども、後継者対策、先ほど委員さんの中にもありまして、回答があったわけですけども、今月、10月21日の山陰中央新報の記事に、島根県教育魅力化特命官、岩本悠さんという方の記事が載っておりました。ちょっと読ませていただきますと、島根でしっかり育った18歳、3,000人を毎年県外へ出し、その有為な若者たちのアフターフォローをせずして、新たな島根ファンや関係人口、Iターン者の獲得ばかりに躍起になるのではもったいないと。そこで、島根との関係を紡ぎ直すきっかけづくりのためにしまねUターンバスを走らせる企画を行って、その結果、島根から出た若者に、また島根に帰ってもらうための小さな可能性を見た気がしたと記事のほうにありました。こうした機会や仕掛けを、単発イベントではなくて、県全体の面的な仕組みとしてつくっていけないかとも書いてございました。非常に若者がどんどん都会へ出ていくということが、全国的なものですけども、東京のほうに一極集中する中で、非常によい企画だったなあということで読ませていただきました。このことについても長期的な取り組みが必要と思います。今後の展開、何か考えがあればお聞かせ願いたいと思います。以上です。〇委員長 ありがとうございました。

何か関連してございますか。

○委員 済みません、ちょっと別の観点から関連質問をしますので、一緒に答えていただいたほうがいいかと思って質問いたします。

私自身も環境や防災面から考えて、森林の保全は将来にわたり重要な施策であるという ことはよく認識しておりますが、一方で、財政上のリスクという観点から考えれば、島根 県森林公社の債務残高が現在500億円程度あり、県のほうも一生懸命削減されるという ことで努力をされて300億円ぐらいというような話も伺っておりますが、木材価格は長期にわたり低迷をしておるという現状において、将来、清算時にどうなるかということも 一方では危惧される状況がございます。

そうは言いながら、防災面、いろんな意味から林業は重要だということで、当然国の支援を求められると同時に、今お話のあった森林環境譲与税等を、例えば島根県森林公社を、うまく運営するための施策の一環として活用するようなことが考えられるのか、あるいは法令上の設立趣旨等からいって、なかなか直接的にはそうはいかないんだけど、総体的にどうするのかということで、要は債務をきちんと整理していくという意味では県も努力をされておられまして、非常に効果は出ていますが、そういった外郭団体の中の債務をどうしていくかという問題点と、一方で、今お話があった、施策としてきちんとやっていくという二面性があるわけですので、その辺も含めたところで、今の御質問に関連してお答えをいただければありがたいということで質問をさせていただきました。

○委員長 ありがとうございました。

初めの委員のほう、それから今、委員のほうもございました森林の関係の話と、それからもう一つは、Uターンといいますかね、都会地に出ていった若者をどう引き寄せるか、この2点ございます。

まずそれでは、これ農林水産部のほうでしょうか。どうぞ。

○農林水産部 御質問ありがとうございます。

森林環境譲与税の関係、あるいは林業公社の関係について、今の考え方について御説明 したいと思います。

県では、循環型林業ということで、現在、施策を進めておりまして、委員御指摘のとおり、森林を管理、生育するだけじゃなくて、しっかり切って回していこうと、それによって多面的機能の維持・発揮にも努めていこうという考え方でして、この数年、全国の伸びを上回る原木生産量を記録しておりまして、非常に好循環が確立されつつあるという状況です。県としては、今後、この循環型林業をさらに発展させていきたいと考えておりまして、森林環境譲与税、これにつきましてもしっかりと活用していく必要があろうかと思っております。

具体的な使途につきましては、今後、県あるいは市町村において具体的な検討が進んで まいりますので、確たることを申し上げることはできませんけれども、法律の趣旨、ある いは税の趣旨に沿った形で検討してまいりたいと思っております。 ちょっと細かい話になりますけれども、森林環境譲与税の関係について御説明させてい ただきたいと思っています。

これは、昨年度の税制改正大綱のところで取りまとめられて、平成31年度から譲与税がスタートということでございますけれども、その使途としては、間伐や人材育成、あるいは担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発、そういった幅広い森林整備及びその促進に関する費用に充てるということが取りまとめられたというところです。また、この税を念頭に置きながら、林野庁のほうで創設した新しい森林管理システムという中では、これまでに管理されてきた森林ではなくて、今現時点で適切に経営管理されていない森林について、それを可能な限り林業事業体のほうにバトンタッチしてしっかりと管理していただく、あるいはそういかないものは市町村が直接管理すると、そういった新しいシステムが創設されたという状況でございます。

そういったことですので、委員からの御質問にちょっと関連しますけれども、林業公社 の公社林につきましては、全般として適切な管理をされていると判断されますので、直接 この森林環境譲与税等を使って林業公社の公社林の管理等を行うということにはなかなか なりづらいのかなと、これは法の趣旨にも反するのかなと思っております。

ただ、一方で、この新しいシステムをうまく運営していくために国のほうで言われているのは、意欲と能力のある林業事業体をしっかり育てていきましょうと、その人たちに森林管理をもっと広く担っていただきましょうということでして、県といたしましても、その重要性は非常に認識しております。林業事業体、県に今、大体中心的なもので40程度ありますけれども、まだ零細、弱小なところもありますので、しっかりと林業事業体の育成を図っていくと。そのことがひいては生産性の向上につながっていくということですので、林業公社の財政問題というのはありますけれども、そういったものにもプラスの方面で寄与していくことは考えられるのではないかと思っております。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

まず、森林関係のところで委員、よろしいでしょうか。

それでは、もう一つのほうの若者の。どうぞ、お願いします。

○地域振興部 委員から、新聞記事を引用しての御発言でございました。

私も読みましたけども、全体としては、県内の高校や大学で学んだ県外からやってきている若者たちの関係性というのを、仮に県外に帰った後も引き続き深めていき、また持続させていくことが島根の将来の人口増、あるいは定住につながるのではないかというよう

な趣旨だったと記憶しております。

自然減というのはなかなかとどまるところを知らずに当面続くわけですけども、社会増を実現していくためには、県外にいらっしゃる社会人の方、学生の方だけではなくて、縁があって島根県においでいただいた方々に島根を振り返り続けていただくというような取り組みが必要だと思っております。

たまたま記事で紹介をされていたのは、教育委員会サイドのほうで実施をしておられる バスツアーのようなものでしたが、これ以外でも、私どもが所管している事業で、県外に おられる出身者の方、あるいは島根県とはゆかりがないのですけれども島根県に関心をお 寄せいただいている方を対象に、島根県内の地域の課題の解決に関心を持っていただくよ うなセミナー、講座を開催する取り組みも行っているところです。実際に島根県へのUタ ーン、Iターン、あるいは移住につながるということに加えて、こうした関係性のある 方々の規模というのを増やしていくことは重要なことだと思っておりますので、後ほど教 育委員会からも補足があるかと思いますけども、予算の事業上は今後も維持をしていきた いなと考えているところでございます。

- ○委員長 教育委員会、どうぞ。
- ○教育委員会 失礼いたします。

まず、観点として、2つの観点から申し上げさせていただきます。

まずは、しまね留学という観点です。

中山間地域を中心といたしまして、高校の存続という観点から、県外の中学生さんを県内の高校に呼び寄せるというようなことは10数年前から取り組んでおりまして、ここ数年は200名弱の県外生を島根県の中山間地域の高校を中心に受け入れておるという実績がございます。そういった方々が卒業され、大学に進学するというようなことで、県との関係を持たれる学生さんが増えてきておるというのがまず一つの現象です。

さらに、もう一つの観点ですけれども、こちら、今我々執行部サイドに座っておる年代は総じて詰め込み型授業を受けた年代ですが、最近の教育につきまして、特に学力については3点の重要性が必要だと言われております。先ほど詰め込み授業と言いましたところの知識・技能、これは当然のことといたしまして、それだけでなくて、思考力、判断力、表現力というようなものも重要だよというようなことが1点。また、主体性を持って学ぶ姿勢が必要だよというようなことが1点。こういったような学力の三要素というのが言われておりまして、これの一環といたしまして、先ほど政策企画監室のほうからも出ました

ふるさと教育、キャリア教育というようなことをよく言われますけども、要するに、ただ 単に座った座学だけでなくて、地域のほうと関連を持ち、地域のほうと触れ合いながら地 域課題に学生、高校生の時代からそういったことに関心を持っていく。そういったことを 触れることによって、地域への愛着を持つというような気持ちを醸成し、それがひいては、 一旦大学等に出るかもしれませんけども、また帰ってくると、こういったような好循環を もたらしている教育にも今取り組んでおるといったところです。以上です。

○委員長 よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、そのほかに、どなたでも結構です。何かございましたらお願いします。 どうぞ、委員。

○委員 平素より大変お世話になっております。

歳入の推計の表のところで、もう少し詳しく教えていただきたいところがありまして、 一つ御質問いたします。

一般財源の歳入の(1)の県税で、先ほどの御説明にもありましたが、税率の変更での 増収が見込まれていらっしゃるというところはお聞きしたんですけれども、平成32年の 県税が31年と比べると108%ぐらいの伸び率になっておりまして、ここは、この増収 の見込みを立てられている大きな要因というのが、その税率の変更とか交付税の云々とい うとこだけではないように思います。ほかに何かプラス要素で想定、盛り込まれていらっ しゃるところがあれば教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長 よろしいですか。県税収入が31年度684億から32年度740億と、かなり大きな伸びがあるという、この内容について。

財政課長。

○財政課長 財政課でございます。

平成32年度の県税の伸びの要因ですけれども、地方消費税の税率の引き上げに伴うものが24億円あるほか、法人事業税が、今、一般財源の(3)で地方法人特別譲与税とありますけれども、こちらはもともと地方税である法人事業税の一部を全国での偏在是正のために国税化しまして地方法人特別譲与税ということで全国に再配分しているものですけれども、こちらが消費税の10%の段階で廃止されて、もともとの地方税である県税の法人事業税に復元されるということが決まっております。この法人事業税の復元分、特別譲与税から法人事業税への復元分というものが37億円見込んでいる、その2つが大きな要

因であると考えております。

○委員わかりました。ありがとうございます。

ちょっとそれに付随して一つ、御提案といいますか。

今、県税を増やすというところだと、民間からの法人税みたいなやつがふえるのが一番だと思います。それで、今、ご縁の国しまねのキャンペーンをずっと続けていらっしゃって、今、どちらかというと軸足が観光にあるように思っておりますけれども、これを地域産業の振興のためにビジネスマッチング的なところにもっと県のほうで力を入れていただけると、観光で御縁だけではなくて、産業の御縁みたいなところもご縁の国しまねとしては展開していくよっていう切り口ができるといいのではないかなと。

何でこんなことを申し上げるかといいますと、せんだって、安来のアルテピアという文化ホールで、開催されたマッチングイベントにVR(ヴァーチャルリアリティ)関連で出展させていただきましたら、6~7社の方々とこんなことできますねみたいな話がかなり盛り上がったようなところがあって、中で1つ2つ、じゃあちょっと継続的に進めてみましょうよというような新しい話が出てきたりもしているんです。ですので、そういうところをやっていただくと、もっと産業の活性化みたいなところが内側から生まれてくる可能性もあるなというふうに思います。御回答は要りませんけれども、そういうことも視野に入れておいてくださいというお願いです。

○委員長 商工労働部のほうで何か御意見ございますか。なければ、特に回答は要らない というふうにおっしゃっていますけれども。特段に発言がなければ。これだけは言ってお きたいということがあれば、どうぞ。よろしいですか。

そのほかに、何か御意見ございますか。

委員、どうぞ。

○委員 2ページに核燃料税の出力ってありますよね。あれって歳入のうちのどこに入ってくるのでしょうか。その場合、今度、原発の2号機が再稼働した場合も見込んであるのかというのもお伺いしたいと思います。

それともう1点、島根県は以前からも東部と西部の格差いうのはかなりあります。本当は西部に住んでいる者が本気でその対策を考えんといけんわけですけれども、何か県として、いや、こういうことも努力してるよということがありましたら教えていただきたいと思います。

○委員長 核燃料税の見込みの件は、それじゃあ財政課長。

- ○財政課長 核燃料税の部分についてお答えをさせていただきますと、核燃料税は、この 財政見通し上は県税に計上しておりますが、2号機の再稼働については見込んでおりませ ん。原発の状況がいずれも稼働していないという現状が変わらないという前提での推計に なっております。
- ○委員 済みません、もし差し支えなかったら、大体どれぐらいあるものか教えていただけましたら。
- ○財政課長 7億円強入っております。
- ○委員はい、ありがとうございました。
- ○委員長 いいですか。

それとあと、石見振興の関係で、どちらか、どなたか。 政策企画局、お願いします。

○政策企画局次長 政策企画局の長岡でございます。

石見地域の振興につきましては、政策企画局の中に石見・隠岐地域振興担当というのがありまして、ここでいろいろ、さまざまな市町村との調整、あるいは市町村との窓口になって県内各部局との調整などを行っています。

あと、具体的な事業を進める上では、石見・隠岐地域施策推進費というある一定の枠予算を持っておりまして、これをもちまして各石見部あるいは隠岐の市町村が取り組む、あるいは各団体が取り組む事業に対する支援などを行っているところでございます。

- ○委員 ありがとうございました。
- ○委員長 よろしいでしょうか。
- ○委員 はい。
- ○委員長 ありがとうございました。 そのほかの委員の方。
- ○委員 長年努力していただきまして、財政均衡というところまで、本当に血のにじむような努力だったと思います。ありがとうございました。そして今度、今後の事業構築に当たっては、スクラップ・アンド・ビルドという形で事業を構築していくということで、非常に喜ばしいことだと思っております。

私は、県民の生活に直結した問題として、日ごろ気になっていることを質問したいと思っております。

まず、高齢化と、それから地方の生活、交通の脆弱化ということで、今、非常に通院、

日々の買い物ということに困っている方たちが、これ中山間地だけの問題ではないんですね。まちの中でもバスだけでは動けなくて、買い物したら帰り、もう荷物持って帰れないというような高齢者が山ほど出ていまして、非常に困っておられます。そういう方たちのために、本当にきめ細かにドア・ツー・ドアでサービスができるような生活の交通の手段というものを考えていかなければ、県民が住みなれた地域で最後まで安心して暮らしていけるということはできなくなると思います。そういう意味で、庁内の各課にいろいろな予算がありますよね。その中で交通ということに結びつけていけることができるお金はいろいろあると思います。高齢者福祉ももちろんですし、しまね暮らし推進課、そして交通対策課、NPO活動推進室、商工労働部の中にも、商工会議所等を通じて中心市街地の活性化とか、いろいろなお金がありますよね。そこら辺をやっぱり庁内が横断的に話し合いをしっかり持って、住民が使える予算を生み出していくというような工夫がしていただけたらとてもうれしいと思います。

これは、莫大な予算ではないんですね。住民の力をかりてやっていけば、それこそ大きなバスを走らせて、空っぽで、すごい予算かけながら各市町村やっているわけですけれども、どの市町村もとは申し上げませんが、それを工夫して、もっともっと小さい、小型な形でやっていく、住民の御協力も得ながらやっていくという、今、福祉のほうでは、介護保険だけでは維持ができないこの日本の福祉、それを国民がともに支えながら地域で生活をしていきましょうという方向に来ておりますが、私は生活交通についても、それは十分考えられることなのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひその辺りもお考えいただけたらうれしいなと思っています。

それともう一つ、先ほど人材不足、採用ができないという話がございましたが、福祉の世界でも同じでございます。むしろそれ以上に困っていると思います。施設を建てて、お部屋はあるけれども人がいなくて受け入れができないという現実がいっぱいあるわけですね。そして、在宅でぎりぎりまで生活して頑張ってきて、これ以上在宅で住めない状態になっても入るところがなかなか見つからない。せっかく建物が立派なものが建っているならば、そこを活用できるようになったらいいなということが一つと、介護人材不足ということで、今、外国人の介護労働者を受け入れる場合、100床以上のどういう施設でとかいろいろ条件があるのですけれども、私、そういうことだけではなく、地域で小さいながらも地域住民のために力を尽くして頑張っている福祉の関係の団体や施設もありますので、そういうところにも、内情をきちんと見た上で、ああ、ここになら送り込んでもいいなと

いうような条件をきちんと精査して、大きいところだけではなく、小さくてもしっかりした、離職の少ない、いい団体が人材受け入れをできるようにしてほしいです。そういうとこへも送り込むような、外国人の介護人材を何らかの形で、いろんな工夫も要るでしょうけれども、育てていただければ、地域住民が安心してこの住みなれた島根県内で最後まで暮らしていけるのではないかなという思いを持っています。ぜひ御一考いただけたらと思っています。

○委員長 ありがとうございました。

健康福祉部のほうで何かございますか。ああ、そうですか。こちらで。 お願いします。

○地域振興部 失礼します。交通担当部局ということで、お話をさせていただきたいと思います。

先ほど委員のほうからドア・ツー・ドアの交通手段をということをいただきました。これまで交通事業者が、県内ではバス事業者が中心に運行しておりますけども、人口減少ということで、なかなかバス事業者だけでは運営ができないというところで、バス事業者が事業を廃止して市町村がそれを引き継ぐといった形が進んできております。年々その傾向は続いております。

そうした中で、いわゆるバス事業者、あるいはタクシー事業者といった、あるいは市町村のバスといった形ではなくて、デマンドでありますとか、いわゆるドア・ツー・ドアに近いような形での運行ができないかということで、私どもも市町村へ出かけていきまして、いろいろその実態に合わせた運営をすることで、高齢者の方々、それから運転免許を持たない方々の、通学生を含めまして、いろいろな手段を確保できるように、地域によっているいろ事情はありますので、今、自家用有償運送という形でNPO法人でありますとか自治会とか、地域でさまざまなやり方を取り組んでおられますので、そうした事例を含めまして引き続き取り組んでいきたいと思っております。

また、健康福祉部サイドでは、地域包括ケアといったところの中でも、移動手段の確保 といったことも検討いただいておりますので、地域振興部ばかりでなく、健康福祉部とか、 関連部局とも十分連携を図りながら、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

それじゃあ、健康福祉部。

○健康福祉部 よろしくお願いします。

先ほど地域振興部のほうからも話がありましたが、健康福祉部のほうでも地域包括ケアの仕事を今進めておりまして、交通そのものではないですけども、移送手段ということでさまざまな検討を今しているところです。それとあわせまして、つい先ほどなんですけども、松江市内のほうでは福祉事業者のほうが中心となって、電動カートの実証実験ということも行われたりしております。これも地域包括ケア、それから生活交通ということを両方含んだ形で進められているものと思いますので、それらも注目しながら、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

それから、外国人材につきましては、新たな制度がまた国のほうで考えられているということがありますので、各事業者の皆様といろいろとお話をしながら、どういったことができるか考えてまいりたいと思っております。

それから、一般的な介護人材の確保につきましては、先ほどU・Iターンの部分でもありましたけれども、ふるさと教育も含めて、各地域では小さなころから介護人材ということで触れてもらうような取り組みも、県のほうでも後押しをしながらやっておりますし、それから、各市町村のほうでは職場体験だとか、そういったものでさまざま後押しをしているというようなこともやっております。

また、県外に向けてもU・Iターンフェアなどで外国人材の確保のための福祉人材センターだとかといったものと一緒に現場に出てお話をさせていただいているといった状況です。それらも含めまして、また御意見も踏まえまして前向きに取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○委員長 ありがとうございました。

そのほかありますか。

○委員 歳出の2番の個別調整経費は、平成31年は30年度よりも少し増えてます。これは個別に書いてある総合戦略の最終年度ということで増えているというふうに解釈していいのだと思いますが、33年度から35年度まででかなり減っています。その反面、部局調整経費は455億円でずっと35年度まで金額があります。ということは歳入の一般財源が減っている分をこの個別調整経費のほうを減額して調整をしておられるのかどうかということが一つの質問です。

あくまでも歳入も推計でしょうし、歳出も推計でしょうが、いろんな施策は長期ビジョンに立たないとなかなか単年度で効果が出るものはないと思います。長期計画で予算を計上した施策についても、実際に使った経費や使いきれなかった予算について、毎年見直し

て調整をしておられるのでしょうかというのがもうひとつの質問です。

○財政課長 個別調整経費が減少していく理由ですけれども、冒頭、説明の中でも申しましたように、この個別調整経費は、現時点で方針が決まっておる事業のみを計上するという考え方で推計しておりまして、予定しておる事業の終了に伴いまして順次金額が縮小していくといった、そういった見込みになっております。ただ、これそのものは目標ということではなく、あくまで推計ですし、地方創生の取り組みをしっかり進めていかなければいけないということで、この事業量の水準をできるだけ維持していかなければいけないということも当然考えていかなければいけませんので、収支均衡を維持しつつ、この個別調整経費なりの水準を維持していくためには、それ以外の交付税ですとか国補助金ですとか、また産業振興等による県税の向上ですとか、いろいろな歳入確保の努力を積み重ねながら、こうした個別調整経費の水準も維持していかなければいけないと思っており、そのように取り組んでいきたいと思っております。

あと、2点目の質問の縮減、予算の執行の中で余った金額はどうなるのかというようなことですけれども、当然予算の執行の過程で執行節減に努めてまいりまして、前年度の執行実績というものは当然、翌年度の予算編成に当たって、前年度の執行実績というものを加味して翌年度の予算編成に反映させていきますし、また、県で行っておりますのは、執行段階での決算剰余金を、また公債費の繰り上げ償還ですとか財政調整基金の積み立てのほうに充てまして財政基盤を強化して、それとともに翌年度以降の公債費を縮減して、しっかりと翌年度以降の事業量を確保していくということで取り組んでいるところです。以上です。

○委員長 よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、委員、お願いします。

○委員 財政見通しにつきましては、健全化が進んでいくということで安堵しております。 とはいえ、歳入が今後増えていくことは期待しにくいと思いますので、ぜひこの限られた 予算の執行に当たりましては、一本筋の通った、魂の入った予算案の立案と実施をお願い できればと思っております。

私の問題意識として、島根県の力が今後弱まっていくのではないかという懸念があります。委員からもお話しがありましたが、人口の減少に歯止めをかけないと、県の力を維持していくのは難しいのではないか、という大きな問題意識を持っております。

先ほど政策企画監から御回答がありましたが、平成29年10月1日時点の人口が68万4千人、前年度から比べて人口の減少が5,149人。そのうちの自然減が4,502人、社会減が647人となっています。

自然減に関しては、島根県の暮らしやすさ子育てがしやすいという環境のお陰で、出生率自体が全国3位の1.72となっているのは素晴らしいことで、一方で高齢化に伴ってなくなる方が増えているという現状を変えるのは難しいので、自然増を目指すのには限界があるかと思います。

社会減のほうは、ブレークダウンしてみますと、15歳から19歳の進学によって転出する人が400人位減っていますが、仕方がない面はあると思います。もちろん島根大学や島根県立大学の魅力を高めていくという努力は必要ですが、色々な新しいことを身に付けたいときに県外に出てしまうというのは、ある程度やむを得ない面もあるでしょう。

問題なのは、20歳から24歳が1,000人位減っていることです。正確には957人の方が、主に就職によって転出されていますが、これ要はつまり、島根県内の雇用の吸収率が量と質の両面で弱いということかと思います。東京に限らず県外に出た大学生が、帰って来たいときに帰って来られる環境、先ほど委員からUターンのお話しがありましたが、Uターンしたい人が稼いで生活できる事業や企業がないと、結局実現できないという状況があります。

私、8月末にベトナムに行ってまいりました。ベトナムは今、人口9,100万人ですが、2023年には1億人に達すると言われています。平均年齢が29歳、人口ピラミッドが丁度1970年の日本と同じような形なんですね。若者の力を、息吹を感じました。

訪問したベトナムの日本語学校には、日本でいうと東大とか東工大とか、技術系の高度な勉強をされている学生さんが、日本に行ってその技術をさらに磨いてベトナムに持ち帰りたいと思って日本語学校に通っています。レベルの高い日本語の教育を受けていて、我々と普通に日本語で会話できました。そういう方がベトナムに将来貢献したいという志を持って日本に来られるんですね。そういった高度な人材は就労ビザの更新が可能でずっと日本にいることもできます。では、この方々が実際ベトナムに戻るかというと、戻って来ないそうです。なぜなら、ベトナムに、身に付けた知識、スキルが生かせるフィールドがないんですね。せっかく高度な技術を身に付けるのですが、ベトナムの水準がまだ追い付いていない。帰りたいのですが帰ったとしても自分たちの技能が発揮できない。給料ではないんですね。20年後、30年後には生かせるかもしれないのですが、すぐには戻っ

て来られないのです。

これって、島根も一緒ではないかなと思います。東京に行って、高度なスキルを身に付けて、帰って来ようと思ったら、あれ、どこで生かせばいいのかなということになってはいないでしょうか。

実際に、志の高い県民、島根県出身の学生はたくさんいると思うのですが、習得した知識を発揮するためのフィールドが求められます。例えば、最先端の技術の集積を果たすとか、特色ある地元企業を支援するだとか、県外企業の誘致というのもあるでしょう。こういったことに島根県として取り組んでいく必要があると思います。

そのための第一歩が、まさに先日交付金の採択を受けた、航空機産業を念頭に置いた 特殊鋼の拠点整備かと思います。ぜひしっかりと進めていっていただきたいと思いますし、 また、これに続く島根県の雇用の吸収力向上・拡大につながる取り組みを、活発に積極的 に進めていっていただきたいというのが、私からの要望でございます。以上です。

○委員長 ありがとうございました。

何か県のほうから御意見ございますか。

○商工労働部 よろしくお願いします。

御要望ということで、委員の応援だと私どもは受けとめております。しっかりと県内産業の高度化、特に若者にとって魅力のある職場づくりというのを商工労働部としても、全庁的にも連携をとりながら、しっかりやっていかないといけないと思っておりますので、引き続き頑張ってまいりますので、よろしくお願いします。

○委員長 大変貴重な御意見、また県のほうも御参考にしていただければよろしいのかな というふうに思います。

ほかに何かございますか。

今日はこうして財政見通し、さらに来年度予算の要求指針について御説明をいただきました。予定しております時間も、まだもう少し時間がございますので、こういった今日の話題に限らず、日ごろから県政についてお感じになっているようなこと、今日は知事さん以下幹部職員、皆さんおそろいですので、せっかくの機会ですから、何かもし御意見でもございましたらお伺いしたらどうかなと思います。何でも結構です。

委員。

○委員 済みません、私は美味しまね認証の委員で出させていただいています。この認証 は、うれしいことに毎年すごく件数が増えています。ちょっとPRというか、認知度が低 いような気がしますので、ぜひPRの予算というのをつけていただく。それと、1年認証して、また何年か後に監査があるわけです。そこにも人手が要ります。ですから、今見られてる人材の方で一生懸命されているのだけれども、多分足らないような気がします。島根はやはり農業振興いうのは目玉ですので、そういうところにもぜひお力を入れていただけたらと思っております。以上です。

○委員長 ありがとうございました。

美味しまね認証、オリンピックでGAP認証の食品でないと選手村では使わないということになっていて、私、実は今、美味しまね認証と言われて、これを立ち上げたときに、座長を仰せつかりまして、もう10何年前ですけども。私も思い入れがあるのですけれども、今のJGAPとか、私ちょっとしゃべって申しわけないです。JGAPとかなんとか、非常に複雑で、大変な認証項目があったりして、しかもその認証をとるのに随分お金がかかるということで、もっとスマートな、スモールな、島根らしい、私はSGAPと名前つけてやったらどうかというような話もしていました。その後、今のお話のように、認証をとられる農産物が随分増えてきていてありがたいのですけれども、そういう取り組みを早くから県単位でやっているというところは、実は島根が本当にトップランナーのようなことだったので、なかなか認知、全国的にされていないというようなこともあって、ぜひそれは進めていただいたらいいのかなと思っております。

今の状況を農林水産部のほうでもし何かございましたら、一言いただくとありがたいのですが。

○農林水産部 美味しまね認証、GAPのお話をいただきました。

我々も問題意識は非常に持っておりまして、美味しまね認証、かなり今、委員長がおっしゃられたとおり、昨年4月の段階では、農林水産省がつくっている一定のGAPのレベル、水準に満たしたような形で県で認証制度を持っているのは3県しかなかったわけですけれども、この1年半で非常に急激に増えまして、もう半数以上の県で持っているというような状況にもありまして、他県でもGAPの推進ということに非常に力を入れてやっているところです。

委員御指摘のとおり、美味しまね認証の認証数も年々飛躍的に増加しているというのはありまして、我々は、それは一つの成果だと思っている一方で、それが実際の販売面とかでどう生かされているのか、特に県外の方に美味しまね認証というのがどう受け取られているのかというのは非常に問題意識として強く抱えているところです。

GAPのレベルもいろいろありまして、農林水産省が一定の水準を示しているのですが、その上にJGAPというような日本の最高水準のものがあり、さらに上にグローバルGAPといって国際水準というようなものもあります。全国的な農業の流れを言いますと、やはりそういうグローバルGAPとかJGAPとか、そういう高い水準のものを求める量販店なり小売店というのが非常に増えているという状況がありまして、島根県も県内の農業者の方と一緒になって、そういう高い水準のGAPをより広めていこうというふうに考えています。その中で美味しまね認証、これは費用的にも非常にとりやすいような設定にしてございますので、美味しまね認証もしっかり活用しながら、そういう形で県内のGAPをさらに進めていきたいと考えております。以上です。

○委員長 よろしいですか。

ありがとうございました。

そのほかに、いかがでしょうか。

それでは、委員、どうぞ。

○委員 済みません、ちょっと項目で切り分けづらかったので発言を控えていたのですけど、私、当県の経済動向を把握・分析している立場におりまして、そういう観点から「財政見通し」に関する感想を1点と、それから、「31年度の当初予算要求指針」というものの概要をいただいていますけど、これに関して質問を2点ほどさせていただければというふうに思います。

まず、「財政見通し」についてでありますけれども、これまでの御努力によりまして財 政健全化が相当に進捗していると思いますし、関係者の皆様の御尽力にまず敬意を表させ ていただければと思います。

この中で、地味なんですけど、財政課長さんのほうからちゃんと御説明もいただきましたけれども、公債費は、減債基金も用いて漸次減少させていくという計画になっているということであります。当たり前ですけど、公債費には元本償還のほか、年々の利払いも含まれます。県債等の利回りを決定する基準となるのは国債金利でありますけれども、長い目で見れば、現在の極めて低い水準にあり続けるとはなかなか限らないということもありますので、先行きの利払い負担を減らす観点からも、公債費残高をできるところから計画的に減らしていくというのは適切であると思います。

このほか、毎年の決算剰余金を40数億円規模で、これは推計でありますけれども、活用する前提になっているということであります。容易ではないと思いますけれども、予算

の効率的な執行などによって減債を進めるという努力も確かに続けていく必要があるのか なというふうに感じた次第でございます。

その上で、この見通し期間、最終年が平成35年度ですけれども、県債残高は、まだ高い水準にありますし、地方交付税に依存しているという状況も続いているということかなと思います。今後とも財政の収支均衡を実現していくためには、少子高齢化、人口減少に対応しつつ、持続的な経済成長を図るということが課題になるのかなと改めて感じたということであります。以上が感想であります。

次に、質問のところは、「平成31年度の当初予算要求指針」に絡むところかなと思います。ちょっと必ずしも具体的にここに書き込んであるような話ではありませんけれども、今、人口減少への対応として持続的な経済成長が、財政の観点からも必要だというふうに思うと申し上げたのですけれども、この持続的な経済成長というのは需要と供給の両面で考えていく必要があると考えております。

需要面の対応としては、県内人口が減少する分、企業は全国や海外に販路を広げていくということが大事ですけれども、この点については県の施策のほうでも企業の競争力強化だとか新事業の創出、あるいは観光の振興など、かなり多面的に検討されて、目標値も設けて取り組まれているということですので、今後ともPDCAサイクルを働かせながら取り組みを継続していくということが有効ではないかと感じました。

質問は、供給面のほうであります。供給面の対応は大きく2つあると思うのですけど、 それぞれについて質問を1つずつさせていただければと思っています。

供給面の対応の1つとしては、労働人口が減少していく、働き手が少なくなっていく中で、やはり財政の健全化ということも展望しながら成長を維持していくためには、1人当たりが生み出す付加価値額である労働生産性を引き上げていく必要があると考えております。私どもの行う調査で見ておりましても、中小企業も含めて、この点は非常に意識されておられるようでありまして、能力増強投資、更新投資の際に付加価値増大だとか省力化を図るという形で労働生産性を引き上げるという取り組みは既に相応に見られているというところでございます。

ただ、収益の状況は業種や企業によってまちまちとなっておりまして、本来は投資を行いたいのだけれども控えているという先もあるのではないかというふうに拝察しています。 もとより設備投資は各企業の経営判断ではありますけれども、生産性向上は地域経済全体にとっての課題でもありますので、可能な範囲で必要な後押しを行うということは有益で はないかと考えられます。県のほうでも、「まち・ひと・しごと創生資金」というものを 今年度ですか、新設されまして、その中で「人材投資・働き方改革等生産性向上枠」とい うのを設けられていると思います。

長くなりましたが、質問の第1点目は、こうした生産性の向上に資する省力化投資等を 促す取り組みについて、平成31年度以降もしっかりと取り組まれる方向で考えておられ るかどうかというのをお伺いしたいというふうに思います。これが1点目であります。

質問の第2点目は、人口減少に対応する供給面の経済面の対応の第2に絡むのですけれども、この供給面での対応の第2点目というのは、労働力を少しでも確保していくということになると思います。当県は女性の労働参加率が既に高いと、もうM字カーブがほとんどMになっていないような感じでありまして、既に育児をしながら働くための環境整備というのは先進的にしっかりと取り組まれているというふうに思います。

今後は、幅広い企業でより高い年齢まで職員に働いてもらうというようなことで労働の 手を確保していくということになるのではないかと思いますけれども、その場合は職員の 平均年齢が上がりまして、また、その職員は介護の事情を抱えるというケースも増えるの ではないかと思っております。また、Uターンされる方にとっても、介護が一つのきっか けになって、それで地元に帰ってくるということもあるかと思うのですけれども、そうい う観点からも、介護と仕事のバランスを確保してあげるということは大事かなと思ってい ます。

この点、先ほど申し上げた県の生産性向上枠の融資対象に子育て支援に取り組む企業という観点はあるようでありますけれども、ここも長くなりましたが、質問の第2点目は、介護離職といったような事態をなるべく避ける観点から、どのように取り組まれる方向で考えておられるか、この点をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○委員長 商工労働部さん、お願いします。
- ○商工労働部 2点御質問いただきました。お答えさせていただきたいと思います。

1つは、今後の労働力人口減少に向けて、地域の経済成長率を維持していくためには、 やっぱり企業活動の中での省力化投資というところにしっかりと支援をしていくべきでは ないかという御質問でございました。

委員のほうから御指摘もありましたが、今年度、県が構えております制度融資の中でも、 そういった省力化投資に向けての融資のための一つのメニューというのをつくって、低利 で中小企業、小規模企業の方にも使っていただけるような施策も準備いたしました。これ に加えて、基本的にそういった省力化に向けてのいろんな支援メニューというのは、それなりにやはり規模の大きな企業につきましては、それぞれの企業の力でもって金融機関から資金調達をされながら、しっかり取り組まれているところがあると思いますが、どうしても県内には中小・小規模企業が多くありますので、IoTの導入ですとか、あるいはさらに小さな、特にサービス業を中心とした、本当に小規模な事業者向けの方にもパソコン導入といった面でのいろいろな省力化に向けての支援というメニューも設けております。引き続き、これは来年以降も、特に働き方改革という点で企業がしっかりと従業員の方の環境整備していくためにも省力化というのが求められているという点も、一方でもありますので、あわせて引き続きそういった省力化、省人化に取り組まれる企業への支援というのは取り組んでまいりたいと思っております。

それから、一方で介護離職というお話がございましたけども、介護離職ということにターゲットを絞ったわけではございませんが、やはり同じように、やはり働きやすい職場をいかにつくっていただくかということは、やっぱりその企業の人材確保という視点でも非常に重要な点であるということは、我々もいろんな場面で業界の方々ともお話をしながら認識をしております。そういう面で、介護離職というふうに直接的にはなりませんけども、省力化であったりとか、あるいは働く場の、よりよい職場づくりのためのアドバイザーの派遣ですとか、そういった企業の取り組みを促すような形での御支援というのもしておりますので、引き続きそういったところもしっかりと配意しながら取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

- ○山本委員長 委員、よろしいでしょうか。
- ○委員 はい。どうもありがとうございました。
- ○委員長 ありがとうございました。

ほかには、もうよろしいでしょうか。

それでは、委員、どうぞ。

○委員 済みません、今年度は大変に災害が多くて、大雨被害で大田市のほうも地震、大雨の被害があったりしておりますけれども、何か特別なそうした費用は基金か何かで積んであるものなのか、突発的に発生するお金だと思いますので、この予算というか、その中でどのような対策がとられているかということと、もう一つ、非常に酷暑の中で、学校のエアコンのことが非常に全国的に話題になっていると思うのですけれども、島根県においてそれが整備されている学校がどのぐらいあって、今後、その辺の対策はどのようにして

いかれるのか、また、耐震構造も話題になっておりますけれども、そうした面からもどの ような対策がとられているのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長 では、財政課長。

○財政課長 1点目の災害に対する対応について御説明をさせていただきますと、災害のための予算といたしましては、災害のために確保しているというわけではありませんけれども、年度途中の特別な財政需要等に対応するために補正予算というのは当然毎年組んでおります。この補正予算のための財源というのは、過去の例などを見ながらある程度留保しているところですので、こういった補正予算のための財源を活用したり、あるいは災害復旧事業に充てられる起債、地方債がありますので、こういった財源を活用しながら対応していくと。また、財政調整基金というのも確保、積んでおりますけれども、これも災害などの特別な財政需要に対しても活用することを想定しているものですので、災害が生じても、速やかに復旧にきちんと着手して、県民の方がお困りにならないようにというような準備なり財政基盤の強化というのはしっかり行っていかなければいけないと思っております。以上です。

- ○委員長 それから、教育委員会のほうですか、学校の。
- ○教育委員会 それでは、学校のエアコンの関係でございます。

委員御指摘のとおり、今年は相当の酷暑でした。そういったことで、このエアコンについて今回、全国的に取り沙汰されたところでございます。

県内のエアコン設置率について、申しわけございません、本日、詳しい数値は持ってきておりませんけれども、総じて言いますと、全国平均並み、それか若干落ちるぐらいというのが今、島根県の状況です。

それに対して今後どうしていくかというところです。それについても観点、2つ申し上げます。まず、エアコン設置に関するハード対策ですが、これにつきましては、31年度の当初予算で措置したのでは来年の夏には間に合わないということですので、まずは国のほうで今回、補正予算ということで臨時の特例交付金制度を臨時国会のほうに提案されております。それによりまして、まず補助金、設置に関する補助金、当然この補助金といいますのは、100%、全額補助金ではございませんので、一部手出しがある。その手出しについてもまた、補助金とは別に地方交付税措置というようなものを活用しながら、なるべく設置者の負担がないようにというような制度が設けられたと。まだ提案段階ですけど、そういうのが提案されておるということで、なるべく31年度の夏に間に合うような形で

予算措置を考えておられるというのが1点。

また、ハード対策とは別に、ソフト対策といたしまして、県では、この酷暑に対してはこういうふうなソフト対応をしたらどうだというようなことを今後取りまとめて、学校のほうへ情報提供したいと思います。一例といたしましては、制服に限らず、酷暑の場合にはもっと軽装をしましょうとか、教室も普通教室に縛られることなく、一部エアコンのついているような場所もありますから、そういったところに柔軟に移動するとか、また部活動の開始の時間をどうするかといったような、そういったソフト対策も含めて学校のほうに情報提供していきたいと思っております。以上です。

○委員長ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

いかがでしょうか。特になければ、少し早いですが、終わってよろしいでしょうか。よろしいですか。

それでは、今日、もとの事務局からの説明を非常に簡潔にしていただいたおかげで、たくさん議論をする時間がありまして、一通り皆様方から大変貴重な御意見を賜ったところです。特に、まだ時間がありますが、なければこれで終わりたいと思うのですが、事務局のほう、何かありますか。特にないですか。

それでは、これで今日の議事は全て終了ということにさせていただきたいと思います。 最後に、知事さんには最後まで御臨席いただいて本当にありがとうございました。もし 何か御感想でもありましたら、お願いしたいと思います。

○知事 皆さんから、ほとんど県の関係し得る分野についていろいろな御意見等、あるいはサジェスチョン等をいただきましたので、これから皆さんの御要望等をよく勘案しまして、どういう対応が必要なのか考えていきたいと思います。

森林の問題でありますとか農業の振興の問題、あるいは介護の進め方、あるいは外国人の雇用でありますとか、あるいは県の自然減、人口減にどのように対応するとか、いっぱいありますので、御意見等をよく見まして、我々も皆さんの御要望に沿えるよう、また合理的な、県の財政が進むように努力してまいりたいと思っておりますので、引き続き委員の皆様の御意見等をよろしくお願い申し上げまして、私からの御挨拶といたします。

○委員長ありがとうございました。

それでは、今日の会はこれで終了いたします。

この次は、例年そうですが、3月の適当な時期にということで、また日程調整をさせて

いただきますが、お願いしたいと思います。そのときには来年度予算等々についての、ま た御意見を伺うというようなことになろうかと思いますが、どうぞよろしくお願いします。 それでは、今日はこれで終了いたします。ありがとうございました。